

国立大学法人京都大学の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(監事)</p> <p>第5条 法人に、役員として、監事2名を置く。</p> <p>2 監事は、法人の業務を監査する。</p> <p>3 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する準用通則法(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)をいう。)第38条第1項の規定による同項の財務諸表の承認の時までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 監事は、再任されることができる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(監事)</p> <p>第5条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する準用通則法(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第35条の2において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)をいう。)第38条第1項の規定による同項の財務諸表の承認の時までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 (同 左)</p> <p>附 則(令和6年達示第52号)</p> <p>この規程は、令和6年7月19日から施行し、令和6年4月1日から適用する。</p>